

西鶴間小学校・学校ガイド

きずな



令和7年度版

学校への電話 046-274-8428 FAX 046-272-1521

学校へのメール s-nisit@ed.city.yamato.kanagawa.jp

◆◆ もくじ ◆◆

| | |
|----------------------------------|----|
| ◇校章と校歌・校旗 | 2 |
| ◇学校の沿革と概要 | 3 |
| ◇学区・校地・校舎の案内 | 5 |
| ◇令和7年度 大和市立西鶴間小学校 グランドデザイン | 7 |
| ◇教育課程 令和7年度 西鶴間小の特徴 | 8 |
| ・日課表 | 9 |
| ・各教科における年間授業時数 | 10 |
| ・年間行事予定（学校行事等の主なもの） | 11 |
| ◇支援教育について | 12 |
| ◇国際教室について | 14 |
| ◇学級活動・児童会・クラブ・委員会について | 15 |
| ◇いのちと安全を守るために | 17 |
| ・児童への指導 | 18 |
| ・登校・下校について | 19 |
| ・欠席・早退・遅刻するときには（学校は8時30分から始まります） | 20 |
| ・集団登校について | 21 |
| ・集団下校について | 22 |
| ・個別引き取りについて | 22 |
| ・地区住所一覧 | 23 |
| ◇楽しい学校生活を送るために（西小のやくそく） | 24 |
| ◇西鶴間小学校共通の取り組み | 25 |
| ◇健康な学校生活を送るために【1】 保健室より | 27 |
| ◇健康な学校生活を送るために【2】 給食について | 31 |
| ・給食費について | 33 |
| ◇転居する場合の手続きについて | 34 |
| ◇PTA 活動について | 35 |

校章と校歌・校旗

校旗



校章



50周年を迎え校旗が新しくなりました。

校章デザイン：保田光治

校章の由来

この地は古く鶴舞村と呼ばれ、鶴の大生息地でした。鶴は気高く、愛情深く子どもを大切にするとわれています。

校章は中央の西を子どもたちになぞらえ、やがて自立する子どもたちを親鶴が大きく包み込んでいる姿を象徴しています。

西鶴間小学校校歌

作詞 田辺 利徳

作曲 有賀 正助

1. あふり阿夫利の山ひはなみ陽に映えて
かお薫るみどりが朝を呼ぶ
つどここに集える よい子たち
われらの学校 ああ西鶴間
2. 丹沢おろし すさぶとも
こころ自主の精神に ゆるぎなし
からだをきたえ むつまじく
楽しく学ぶ みんなの瞳ひとみ
3. おおぞら大空 あお仰ぎ の伸びてゆく
松の姿を そのままに
われらも伸びて たくましく
ここに築かんきず 文化の園そのを



学校の沿革と概要

| 年 月 日 | 概 要 |
|-------------------------------------|--|
| 昭和42. 4. 1 | 大和市立林間小学校より分離し創立。初代校長 三觜幹生着任（林間小学校より） |
| 4. 4 | 昭和42年度入学式挙行 |
| 4. 13 | 開校記念式典挙行（開校記念日） |
| 5. 1 | 学校給食開始 |
| 5. 24 | 体育用具室、物置、体育固定施設設置 |
| 6. 15 | 校舎前の花壇増設、外便所、焼却炉の設置 |
| 6. 17 | P T A設立総会（西鶴間小学校P T A発足） |
| 43. 3. 30 | 校舎第2期工事完成（6教室増設） |
| 4. 5 | 新学区編入式（大和小学区の一部編入、児童数220名） |
| 平成11. 4. 1 | 第10代校長 芳賀芳秀着任（県高相教育事務所より） |
| 8. 31 | 校舎耐震工事完了 |
| 12. 3. 31 | 大和市教育委員会より「スクール・D O・プラン推進校」の指定（2年間）を受け研究紀要を発刊 |
| 13. 3. 31 | 大和市教育委員会より「ふれあい教育実践推進校」の指定（2年間）を受け研究紀要を発刊 |
| 14. 1. 5. 25 | 北口通用門改修 防災備蓄倉庫設置 学校評議員制度の設置にともない第1回評議員会開催 |
| 15. 2. 4. 1 | 体育倉庫建替え 第11代校長 金子和蔵着任（大和市立桜丘小学校より） |
| 4. 1 | 特別支援教育推進体制モデル事業（文部省）を開始（2年間） |
| 9. 4. 1 | 体育館耐震工事およびトイレ換気扇改修工事完了 |
| 16. 4. 1 | 「子どもキラキラタイム」実践研究拠点校（県教委）の指定を受ける（3年間） |
| 4. 4. 1 | 給食調理業務民間委託を開始 |
| 17. 4. 1 | 第12代校長 三保谷眞知子着任（大和市立つきみ野中より） |
| 18. 4. 1 | 二学期制導入 |
| 8. 19. 2. 3. | 体育館床塗装工事完了 温度保持除湿工事完了 外トイレ改修工事完了 |
| 4. 8. | 運動場遊具（シーソー・すべり台）交換設置 |
| 4. 8. | 障害児学級より特別支援学級に名称変更 |
| 8. 20. 4. 1 | 校舎トイレ改修工事 第13代校長 鈴木京子着任（大和市立上和田小より） |
| 9. 22. 2. | 防犯ビデオカメラ2基設置 |
| 4. 1 | 屋上防水改修工事完了 第14代校長 蔵丸公生着任（大和市立文ヶ岡小より） |
| 23. 10. 24. 4. 1 | 防球ネット増設 第15代校長 田中 聡着任（大和市立林間小より） |
| 11. 14 | 大和市教育委員会情報教育推進校 研究発表会（2年間）研究紀要発刊 |
| 25. 8. 26. 1. 5. 8. | 1階トイレ改修工事完了 東階段塗装工事完了 「放課後寺子屋やまと」開設 西階段塗装工事完了 |
| 11. 27. 4. | 「産学官による普通教室でのICT活用推進実証研究」に参加 第16代校長 三浦文夫着任（大和市立林間小学校より） |
| 5. 28. 11. | 三学期制導入 創立50周年記念航空写真・全校児童写真撮影 創立50周年記念式典・祝賀会・同窓会 |
| 5. 29. 30. 4. 1 | 創立50周年記念新校旗作製 第17代校長 四ノ宮和仁着任（本校教頭より昇任） |
| 8. 31. 3. | 体育館屋根及び照明設備改修工事完了 体育館トイレ改修、1階男子トイレ個室化工事完了 |
| 令和元. 8. 令和3年. 2. 令和3年. 4. 令和4年. 12. | 教室インターホン設置 GIGA school 構想によりPC 端末の設置 第18代校長 高井洋一着任（大和市立大和中学校より） PC 教室の普通教室化工事完了 |

本校は、昭和42年4月1日、創設されました。

当時の学校の周囲は、民家も少なく、松や杉木立、雑木林が残存して、今日では想像できないくらい静かな環境でした。校庭の南東に残る松林は、当時の名残で、みごとに育ちました。

爾来(じらい)、以下のような沿革(歴史)を残しながら、今年度は58周年を迎えました。

この間、8486名の卒業生が巣立ち、社会の様々な分野で活躍をしています。



昭和42年4月の校舎の様子



昭和42年当時の学校西門付近の様子



昭和46年3月 校舎と公道の様子

<開校前の学校周辺の様子>

近所の方のお話(30周年記念誌より抜粋)

- 当時は畑が多く、高座スイカ、サツマイモの産地として有名でした。
- 住宅もなく、森永アイス工場もなく国道246号を通る車がよく見えました。
- 学校周辺は一面の松林・竹やぶ・笹でおおわれて、朝夕は薄暗く、通勤は、雨具を着て長靴をはいて、革靴をもって駅で取り替え通勤していたようです。
- 林の中は野兎、ヘビ、コジュケイ、リス、野鳥などの楽園でした。

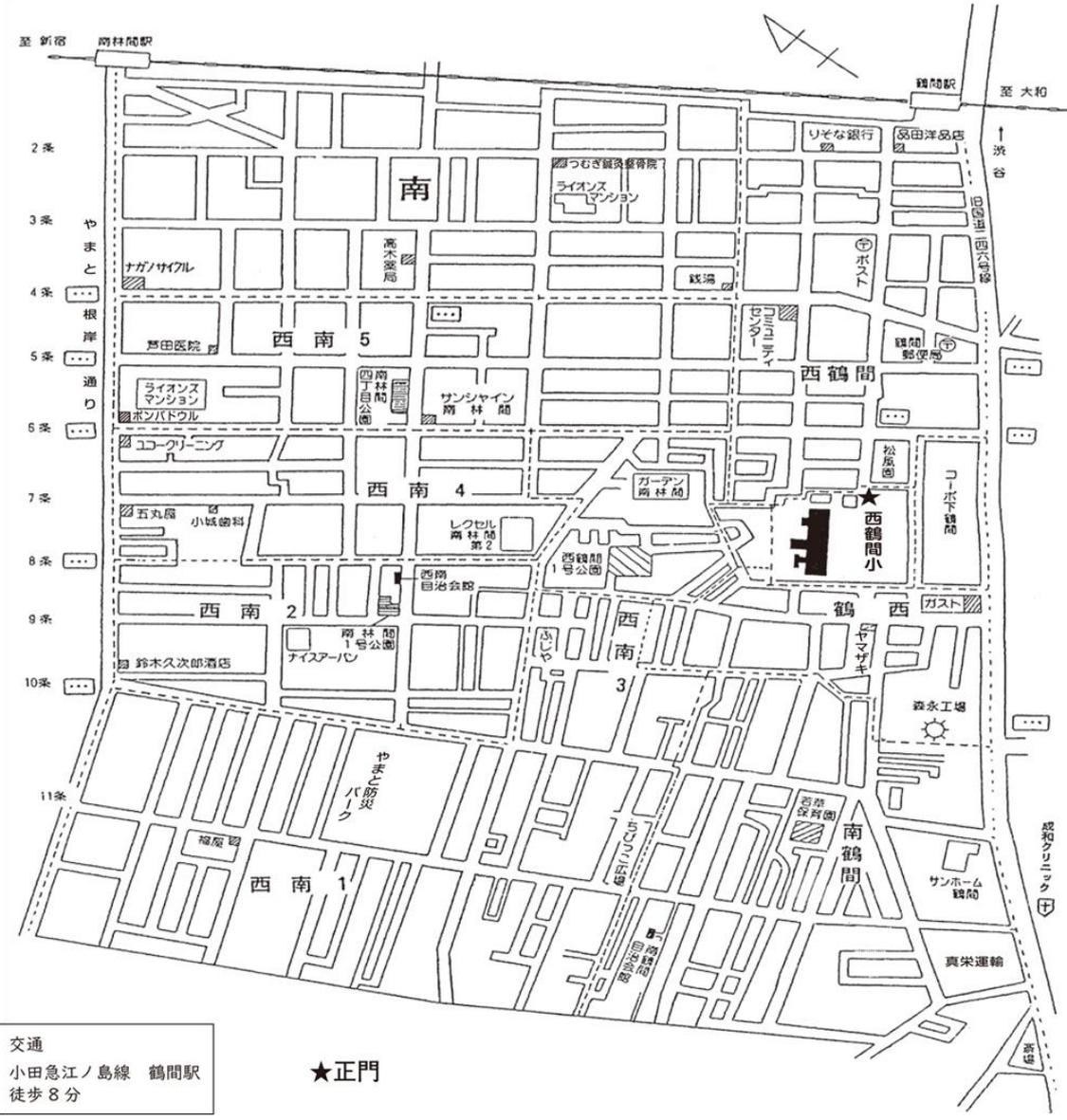


昭和51年松林が校地に編入される

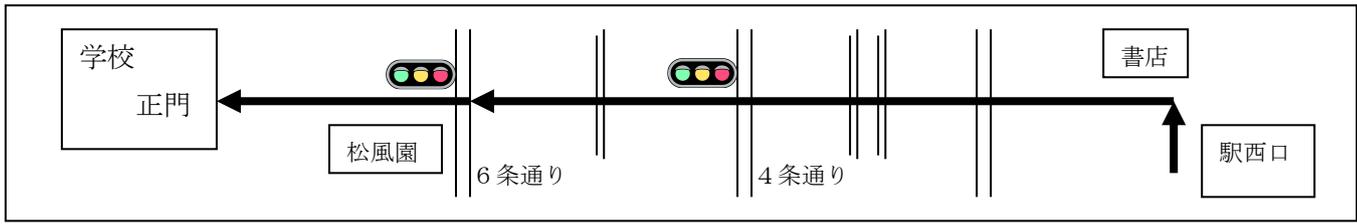
学区・校地・校舎の案内

<学区> 本校の学区は、下図に示されています。北は、小田急南林間駅前から座間に向かって西に延びる中央通り、東は小田急線、南は旧国道246号線、そして西は座間市のひばりが丘地区と接しています。

学校名 神奈川県大和市立西鶴間小学校
 所在地 神奈川県大和市西鶴間二丁目25-43
 電話 046-274-8428
 交通 小田急江ノ島線 鶴間駅 下車徒歩8分



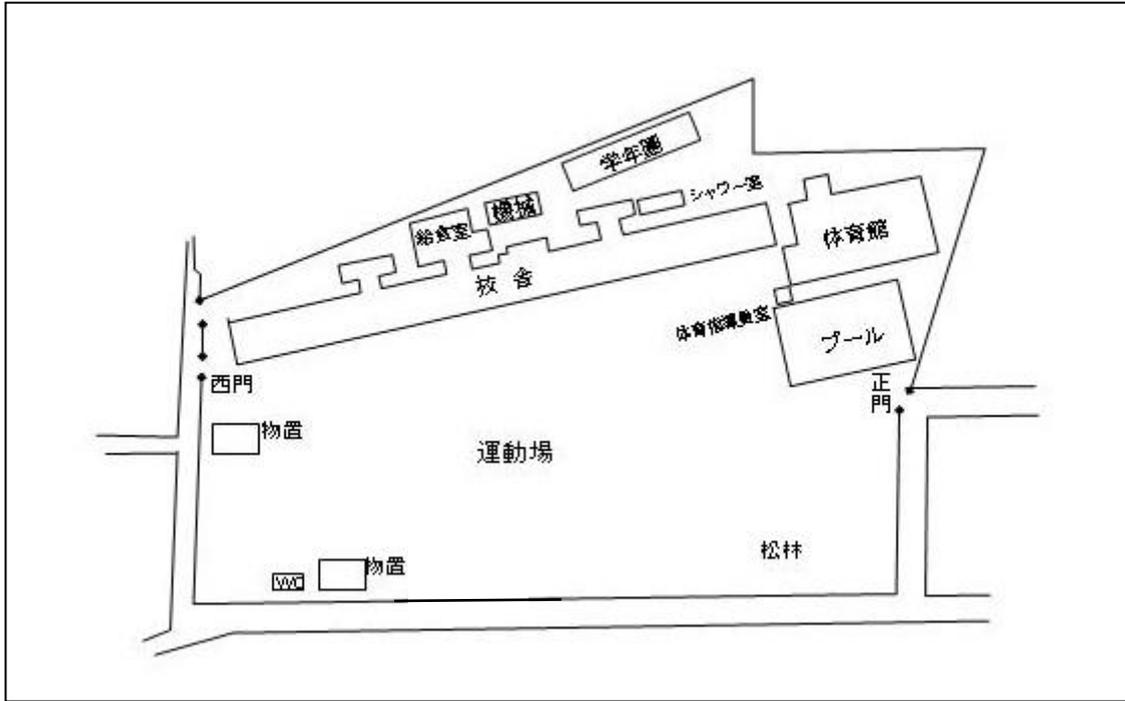
鶴間駅から学校までの道のり(略図・駅西口書店前から直進徒歩8分)



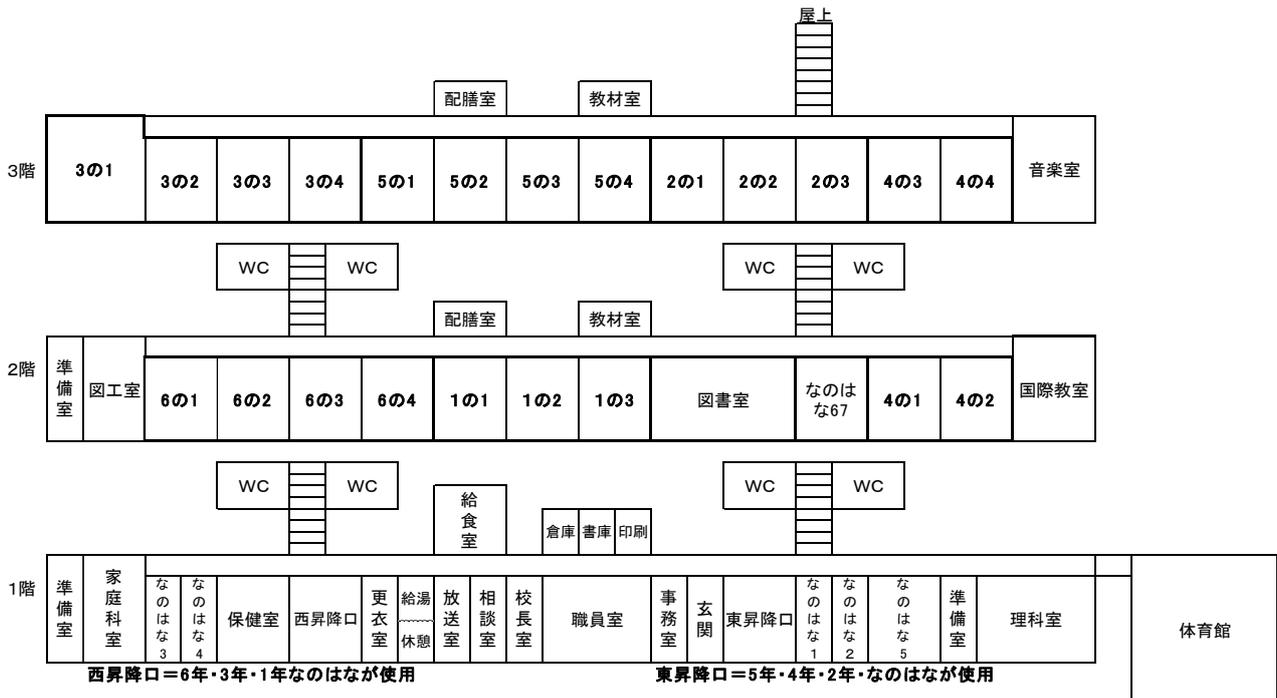


校地と校舎の配置は、下図のようになっています。

- ・ 学校敷地面積17389㎡ (うち松林 3710.5㎡)
- ・ 校舎延面積 4866㎡
- ・ 体育館延面積 690㎡
- ・ 運動場面積 9549㎡



<3> 教室配置図(令和7年度)



令和7年度 大和市立西鶴間小学校 グランドデザイン

学校教育目標

「心身ともに健全で情操豊かな児童の育成」

～問題解決できる子 思いやりのある子 たくましい子～

学校経営方針

～地域・家庭との連携を強化する開かれた教育課程に向けて～

重点目標

～問題解決できる子～

「基礎基本を身につけ、自分で気づき、
自分の考えを持つ」

～思いやりのある子～

「言葉を大切にする」

～たくましい子～

【心】「挑戦する」
【体】「運動能力を向上させる」

心と体の育成グループ

【支援教育部目標】

- ・コミュニケーション能力を高め、互いの思いをくみ取れる心を育てる。
- ・互いに認め合い、互いを思いやる心と態度を育てる。

【健康安全教育部目標】

- ・自分の心身を自分で守ろうとする意識と態度を育てる。
- ・望ましい食習慣、衛生管理への意識を高め、心身の健康につながる資質・能力を育てる。
- ・児童の安全意識を高め、防災・防犯・交通安全について知識の定着を図る。

学びの向上グループ

【校内研究部目標】

- ・PAを通じて協働する力をはぐくみ、授業の中でも、協働する場面を増やしていく。

- ・協働をして、一人ひとり目指す子ども像に近づいていく。

【学力向上推進部目標】

- ・音読と読書の推進、計算力アッププロジェクト（計算の反復練習）、家庭学習の統一により、学力の定着を目指す。

【評価検討部目標】

- ・C4thをより効果的に活用できる学習評価の在り方を検討する。また、評価の妥当性、信頼性を高める。

学年目標

【1年生】

- ・生活及び、学習における基礎基本を身に付けさせ、自分の考えをもてる子（問題解決できる子）

- ・自分から優しくできる子（思いやりのある子）

- ・どんなことにも挑戦する子、たくさん運動する子（たくましい子）

【2年生】

『なかま』

- ・なかよく（思いやりのある子）

- ・かしこい2年生（問題解決できる子）

- ・まずやってみよう（たくましい子）

【3年生】

『3Stars』

- ☆進んで学ぼう！☆あたたかい言葉をふやそう！

- ☆あきらめずのちようせんしよう！

【4年生】

『クローバー』

～for me for you for everyone for～

- ・基礎基本を定着し、自分の考えを積極的にもとう！

- ・やさしい言葉を使おう！

- ・最後まで粘り強く取り組もう！

【5年生】

『一枚岩』 ～率先・協力・笑顔～

【6年生】

『響心』 ～あなたとわたしにできること～

【なのはな級】

- ・あいさつをしよう

- ・やさしい（ふわふわ）ことばをつかおう

- ・じぶんでできることをふやそう

【国際教室】

- ・基本的な日本語を身につけ、自分の考えや気持ちを伝えられる子（問題解決できる子）

- ・自分から友だちと関わられる子（思いやりのある子）

- ・積極的に学習に取り組む子（たくましい子）

ネットワーク形成グループ

【児童活動部目標】

- ・よりよい学校にするために、子ども自身が企画・運営し、全校児童に周知できる、開かれた児童会活動を行う。

- ・高学年が中心となり、学校をつくろうとする意識を持たせる。

【生活環境部目標】

- ・児童が安全に学校生活を送れるように、学校内の環境整備をおこなう。

学校デザイングループ

【目標】

- ・児童が儀式的行事について理解し、時と場面を考えた振る舞いができるようにする。

- ・学校と地域・家庭が学校デザインを共有し、教育活動の取り組みを通じ、改善を図る。

【教師としての理念】「寄り添う」「授業」「楽しい」

1. 「寄り添う」ことを大切にする
2. 子供が成長できる、わかる「授業」を追求する
3. お互いを尊重し合い、一人一人が活躍できる「楽しい」学校にする

●各学年の週時程

平成29年3月の学習指導要領の改訂により、3～6年生の年間標準時数が増えました。これに伴い週あたりの授業時数も1時間増となりました。

各学年の週あたりの授業時数は、次の通りです。例えば1年生の月曜日「4」は4校時まで授業があり、清掃・給食後、下校となることを示しています。

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 短時間(朝) | 計 |
|-----|---|---|---|---|---|--------|------|
| 1年生 | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 | 1 | 25時間 |
| 2年生 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 1 | 26時間 |
| 3年生 | 5 | 6 | 5 | 6 | 5 | 1 | 28時間 |
| 4年生 | 5 | 6 | 5 | 6 | 6 | 1 | 29時間 |
| 5年生 | 5 | 6 | 5 | 6 | 6 | 1 | 29時間 |
| 6年生 | 5 | 6 | 5 | 6 | 6 | 1 | 29時間 |

※委員会・クラブ等の時間数は、含めていません。

●日課表について（朝の短時間学習の導入）

授業時数増加に伴い、朝（8：35～8：50の15分間）の短時間学習を週3回導入しています。各学年、国語または算数の学習をします。

- ・中休み・昼休みを20分間（予鈴5分前）にしています。
- ・水曜日の清掃をなくし、下校時刻を早めています。
- ・他の曜日については、5校時終了時刻14：25、6校時終了時刻15：15となります。



●外国語科・外国語活動の実施

令和2年度より、外国語科（5・6年）、外国語活動（3・4年）が完全実施となりました。

授業はALT（英語指導助手）とともに行っています。

5・6年・・・70時間

3・4年・・・35時間

また、1・2年生についても年間5時間の外国語活動を行います。

●読書活動の充実、習慣化を図ります

学校図書館司書が配置されており、学校図書館の整理だけではなく、子どもたちによりよい読書生活をするためにアドバイスしてくれています。

令和7年度 日課表

大和市立西鶴間小学校

| ※ | 月 | 普通日課 | | | | 特別日課5 給食あり | 短縮日課4 給食なし | 短縮日課4 給食あり | 短縮日課 5,6 給食あり |
|---------|------------|------------------------------------|--------------------------------------|-------------|---------------|---------------|-------------------|-------------------------------|-----------------------|
| | | 火 | 水 | 木 | 金 | | | | |
| チャイム | ※8:25 | 始業予鈴 | | | | | ※8:25 | ※8:25 | ※8:25 |
| | ※8:30 | 健康観察 | | | | | ※8:30 | ※8:30 | ※8:30 |
| ◎ 予鈴 | ※8:35 | 朝読書 | Switch On (1・2年) 朝学習 (3~6年) | 教科(国語または算数) | | | | | |
| 校時 | | | | | | | | | |
| 1 | ※8:50 | | | | | | ※8:35 | ※8:35 | ※8:35 |
| | ※9:35 | | | | | | ※9:20 | ※9:20 | ※9:20 |
| 2 | ※9:40 | | | | | | ※9:25 | ※9:25 | ※9:25 |
| | ※10:25 | | | | | | ※10:10 | ※10:10 | ※10:10 |
| 中休み | 10:25 | 中 休 み | | | | | 10:10 | 10:10 | 10:10 |
| | ◎10:40 | | | | | | ◎10:20 | ◎10:20 | ◎10:20 |
| 3 | ※10:45 | | | | | | ※10:25 | ※10:25 | ※10:25 |
| | ※11:30 | | | | | | ※11:10 | ※11:10 | ※11:10 |
| 4 | ※11:35 | | | | | | ※11:15 | ※11:15 | ※11:15 |
| | ※12:20 | | | | | | ※12:00 | ※12:00 | ※12:00 |
| 給食 | 12:20 | 給 食 | | | | | 給食なし 12:10下校 | 12:00~12:15 帰りの準備 と簡単清掃 | 12:00 給食 ※12:45 |
| 13:05 | | | | | | | | | |
| 清掃 | ※13:05 | 清 掃 | 清掃なし | 清 掃 | 清掃なし | | 12:15~13:00 給食 | ※12:50 | |
| (月・火・木) | | | *研究会時 4校時扱い 13:15下校 | | | | | | |
| 昼休み | (水) ※13:20 | | | | | | 13:05下校 | ※13:35 | |
| 昼休み | 13:20 | 昼 休 み | ※13:05 昼休み | 昼 休 み | ※13:05 昼休み | 13:15 | | 13:45下校 | |
| (月・火・木) | | | クラブ時は帰りの会 | | | | | ※13:15 | 13:35 |
| 5校時 | (水) ◎13:35 | | ◎13:20 | | | | | ※14:20 | |
| 5 | ※13:40 | | ※13:25 クラブ活動(年6回) | | | | | 14:30下校 | |
| | ※14:25 | | ※14:10 | | | | | | |
| | | 14:35下校 | クラブ時14:15下校 14:20下校 | | | 14:10下校 | | | |
| 6 | ※14:30 | *委員会S (年3回) 14:35~15:05 | | | | | | | |
| | ※15:15 | 15:10下校 | | | | | | | |
| | | *委員会L (年3回) 14:35~ ※15:20 | | | | | | | |
| 児童最終下校 | 15:25 | 15:25 | 14:20 | 15:25 | 15:25 | | | | |

各教科における年間授業時数

- ・ 文部科学省発行の学習指導要領には、授業の年間の標準時数が示されています。
- ・ 本校では、この標準時数を上回るように年間計画で授業時数を設定しています。
- ・ この時数以外に学校行事（入学式や卒業式、遠足など）や朝の会、帰りの会などの時間を確保しています。



| 教科等\学年 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-----------|----------|----------|---------|----------|----------|----------|
| 国語 | 306(8.5) | 315(8.5) | 245(7) | 245(7) | 175(5) | 175(5) |
| 社会 | | | 70(2) | 90(2.6) | 100(2.9) | 105(3) |
| 算数 | 136(4.5) | 175(5.5) | 175(5) | 175(5) | 175(5) | 175(5) |
| 理科 | | | 90(2.6) | 105(3) | 105(3) | 105(3) |
| 生活 | 102(3) | 105(3) | | | | |
| 音楽 | 68(2) | 70(2) | 60(1.7) | 60(1.7) | 50(1.4) | 50(1.4) |
| 図工 | 68(2) | 70(2) | 60(1.7) | 60(1.7) | 50(1.4) | 50(1.4) |
| 家庭 | | | | | 60(1.7) | 55(1.6) |
| 体育 | 102(3) | 105(3) | 105(3) | 105(3) | 90(2.6) | 90(2.6) |
| 道徳 | 34(1) | 35(1) | 35(1) | 35(1) | 35(1) | 35(1) |
| 外国語 | | | | | 70(2) | 70(2) |
| 特別活動 | 34(1) | 35(1) | 35(1) | 35(1) | 35(1) | 35(1) |
| 総合的な学習の時間 | | | 70(2) | 70(2) | 70(2) | 70(2) |
| 外国語活動 | 5 | 5 | 35(1) | 35(1) | | |
| 計 | 855(25) | 915(26) | 980(28) | 1015(29) | 1015(29) | 1015(29) |

◎（ ）内は週あたりの授業時数
◎1単位時間は45分
◎特別活動は、学級活動に充てる授業時数

年間行事予定（学校行事等の主なもの）

| 学期 | 月 | 儀式的行事 学芸的行事（集会 含） | 健康安全・体育的行事 | 遠足・集団宿泊の行事 | 勤労生産・奉仕的 活動行事・その他 |
|-------------|----|---------------------------------------|---|----------------------------------|--|
| 一 学 期 | 4 | 始業式、着任式 入学式 委員会活動L こんにちは1年生 | 登校現地指導① 集団下校指導① 発育測定 内科・視力・聴力検査 心臓病検診・尿検査 避難訓練① 1年交通安全教室 （歩き方） | | 授業参観・懇談会 1年給食開始 住居確認・個別面談 |
| | 5 | 全校朝会 全校朝会(児童会) クラブ活動① 委員会活動S | 内科・歯科・眼科検診 耳鼻科検診 視力・聴力検査 1・2年交通安全教室 （自転車） 不審者侵入時避難訓練 | 修学旅行（6年） 遠足（2～4年） 林間学校（5年） | 個別面談 全校美化活動① |
| | 6 | 全校児童集会 クラブ活動② | 引き渡し訓練 歯科検診 5年交通安全教室(自転車) | | |
| | 7 | 1学期終業式 | | | 大掃除 |
| 夏 休 み | | | | | |
| 二 学 期 | 8 | | | | |
| | 9 | 2学期始業式 委員会活動L | 登校現地指導② 発育測定 避難訓練② 登校班指導 | | 授業参観・懇談会 全校美化活動② |
| | 10 | 芸術鑑賞会 クラブ活動③ 委員会S | 視力検査 運動会 | | 就学時健康診断 （予定） |
| | 11 | 全校朝会 全校児童集会 | | 遠足（1年、なのはな級） | 6年校外学習 （国会・予定） 4年校外学習（プラネタ リウム）（予定） |
| | 12 | クラブ活動④ 2学期終業式 | | | 個別面談 大掃除 |
| 冬 休 み | | | | | |
| 三 学 期 | 1 | 3学期始業式 委員会活動S | 登校班指導 登校現地指導③ 避難訓練③ | | 書初め大会 新入生保護者説明会 6年生中学体験入学 授業参観・懇談会 |
| | 2 | クラブ発表⑤ クラブ活動⑥ 委員会活動L 全校朝会 | | 宿泊移動教室（なのはな） | |
| | 3 | さようなら6年生 お別れ朝会 卒業証書授与式 修了式 | 神奈川シェイクアウト訓練 | | 6年卒業美化活動 5年卒業式前日準備 大掃除 |
| 春 休 み | | | | | |

相 談

子どもはもとより、保護者も、抱える課題を解決していくために、いろいろな機関や担当などに相談をすることができます。

学校内には、大和市青少年相談室の「派遣相談員」が配置されています。

また、通級教室「ことばの教室」(林間小学校)や「はぐくみの教室」(特別支援教育センター)、市のすくすく子育て課、外部機関として、医療機関、民生児童委員、児童相談所、特別支援学校の地域センターなどと連携しています。

●例4 最近、友だち関係で悩みがあるといった場合。

→派遣相談員に悩みを話し、解決するまで何度でも相談を続けていく。

●例5 話すことや聞くことについて気になることがあるといった場合。

→ことばの教室に巡回相談を依頼し教室や家庭での支援につなげたり、抱える課題を解決するための通級を行ったりする。

●例6 情緒や行動面、学習の仕方について困り感があるといった場合。

→関係機関に巡回相談を依頼し教室や家庭での支援につなげたり、課題を解決するための通級(はぐくみの教室)を行ったりする。

4. 支援を受けるためには

担任または **教育相談コーディネーター** に、ご連絡ください。

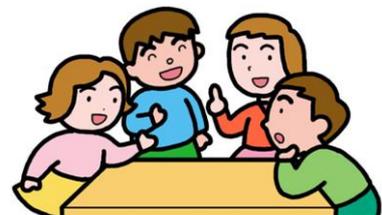
★「派遣相談員」相談日は、今年度は原則として毎週火曜日と水曜日(月2回)です(休業中は除く)。

★学校へ電話をかけ「教育相談コーディネーターをお願いします」と申し出てください。

電話番号(学校) 274-8428

5. 特別支援学級「なのはな級」について

今年度は12名の教員と4名のヘルパーが、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個別指導計画にもとづき、きめ細かな指導にあたっています。



国際教室について

1. 基本方針

- (1) 人権尊重の精神を基本とし、外国につながるのある児童に日本語教育を中心とした学習指導を行います。また、母国の文化と日本の文化の違いに気づかせ、徐々に日本の生活習慣になじめるよう支援をします。
- (2) 児童一人ひとりが様々な文化や言語をもつ友だちと交流しながら違いを認め合い、多様な価値観を受容しながら共に生きようとする意欲や態度を育みます。

2. 国際教室の役割

- * 外国につながるのある児童が楽しい学校生活を送れるように、学習や生活の支援をします。
- * 日本語理解能力の向上に努めるとともに、心をひらいてうちとける場となるように支援をします。
- * 全校児童との相互理解交流を推進していきます。

3. 指導内容

- (1) 日本語による日常会話や日本における学校生活の送り方などを教えます。
- (2) 日本語の「読み」「書き」を指導して学習内容の理解を深める手助けをします。
- (3) クラスでの学習内容を先行して学習したり、復習したりして学力の定着を図ります。

4. 指導にあたって

- ・ 各担任・国際教室の担任が保護者と相談して決めます。児童の実態に応じて、個別に指導したりクラスへ入り込みをしてサポートしたりします。
- ・ 日本語指導員、外国人児童生徒教育相談員等の援助を得て日本語理解能力の向上などを図ります。
- ・ 学習状況を各担任に知らせ、連携を図ります。
- ・ 日本や母語の文化や言語などを学習します。仲良くふれあう活動を大切にしています。



<参考>

国際教室に関わる児童の
つながりのある国
(順不同)

- | | |
|---------|----------|
| ・ ブラジル | ・ ペルー |
| ・ ネパール | ・ インドネシア |
| ・ アメリカ | ・ 韓国 |
| ・ フィリピン | ・ 中国 |
| ・ ラオス | |

5. その他

- ・ 学校からのお知らせ等のルビ振りや翻訳を、必要に応じて行います。
- ・ 家庭訪問、個別面談、その他通訳が必要な場合は、通訳を手配します。

学級活動・児童会・クラブ・委員会について

学校の教育活動には教科学習の他に、「特別活動」と呼ばれるものがあります。特別活動の目標や活動領域、活動内容は次の通りです。

<特別活動の目標>

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

<特別活動の活動領域・活動内容>

(1) 学級活動 学級指導・話し合い活動・係活動・学級集会活動等

(2) 児童会活動

(ア) 委員会活動

5・6年の各学級から選出された委員で構成されます。それぞれ委員長1名、他に必要に応じて役員を置きます。学校生活の向上発展に必要な仕事を分担・協力・工夫し、計画的に実行していく組織です。

| 委員会 | 活動内容(例) |
|-------|----------------------------------|
| 保健 | 病人・けが人の世話、石けん補充・トイレトペーパーの交換 |
| 放送 | 毎日の放送 |
| 図書 | 図書の整理・貸し出し |
| 美化 | 清掃用具の点検、ゴミ拾いの呼びかけ |
| 園芸 | 草花を育てる、花壇の手入れ |
| 音楽 | 校歌の伴奏・指揮 |
| 体育・集会 | ボールの整理・管理、朝会・集会の運営・補助 |
| 給食 | 給食の啓発(ポスター、新聞づくり)、お楽しみ献立調査、献立の放送 |
| 生活・環境 | 落とし物の整理、あいさつ運動、廊下歩行への注意 |
| 代表・運営 | 児童会行事の企画・運営、代表委員会の運営 |

(イ)代表委員会

3・4・5・6年の学級代表2名、5・6年の運営委員(各学級2名) 各委員会の代表者(委員長、もしくは副委員長)を中心に自分たちの学校生活の充実と向上を図るために学校生活に関する諸問題について話し合い、解決を図るために活動する組織です。

(ウ)集会活動

学校朝会の中に「児童会の企画による集会活動」を位置づけ、行います。
児童会の一員としての意識を高めるとともに児童間の交流を深めます。



(3) クラブ活動

4年生以上の同好の児童で組織する。年度当初に希望をとり、人数調整後決定します。

(ア) 年間6回、水曜日の5校時に活動(6月9日のみ諸事情により月曜日)

年間計画に基づいて教師の指導のもと活動します。

(イ) クラブ発表会

2月に実施。3年生は次年度選択の参考にするため参加します。

| クラブ名 | 活 動 内 容 (例) |
|---------------|--|
| バスケ・ソフトバレーボール | 自分たちでチームを決めて、ルールを学び、練習や試合をする。 |
| バドミントン・卓球 | ルールを確認し、練習や試合をする。 |
| 理科 | 身近なものを使った理科実験をする。 |
| ドッジボール | ルールを工夫した試合をする。 |
| ダンス | チームを決めてダンスをつくり、発表する。 |
| 手芸 | 小物作りをする。 |
| ボードゲーム | ルールを学び、友だちとゲームをする。 |
| イラスト・鉄道 | イラストや、カレンダーなどの作品を描く。鉄道について調べてまとめる。 |
| パソコン | タブレットPCを使って、タイピングの練習をしたり、アニメーションを作ったりする。 |
| 陸上 | 走り幅跳び・高跳び、リレーなど、陸上競技に挑戦する。 |
| ミニサッカー | 自分たちでチームを決めてゲームをする。 |
| 工作 | 自分で作りたいものを設計し、工作する。 |
| ティーボール | ルールを確認し、練習や試合をする。 |

その他の学校行事については、 ※P. 11 年間行事予定(学校行事等の主なもの)を参照してください。

いのちと安全を守るために

考え方ととりくみ

子どもたちのいのちと安全を守るために、次のようなとりくみを日常的にしています。

P T A・地域の皆様の協力を受け、教育環境を整えるとともに、児童への指導が行き届くように努めています。

<具体的なとりくみ>

- ・ 登校後は西門を施錠し駐車場出入り口は閉め、正門のみ出入りできるようにしています。
- ・ 正門、西門、玄関に防犯カメラを設置しています。
- ・ 職員は名札を着用しています。また、来校者には名簿に記名して頂き、名札を着用して頂いております。名札を着用していない方には、声かけをして来校目的を尋ねます。
- ・ 保護者には各家庭2枚の名札を配っています。
- ・ 不審者情報を学校からのお知らせとして、情報が入り次第、速やかに保護者の皆様へお知らせしています。また、「すぐーる」によって、予め携帯電話で登録して頂いた方に、同様の情報をメールでお知らせしています。
- ・ 教職員を対象に「研修会」「防犯訓練」等を実施し、職員の危機管理に関する意識向上に努めています。
- ・ 児童の登下校時を中心に、地域の方、P T Aの方にパトロールをお願いしています。
- ・ 児童下校後、教職員が定期的にパトロールを行い、放課後の様子や公園等での遊び方を見守り、安全に過ごせるよう声かけを行っています。

児童への指導

日常的な指導とともに、次のような行事を設定し計画的に指導しています。

(1) 安全指導の目標

「尊い命を事故から守ろう」

- ・交通の決まりを守り、安全な歩行や自転車の乗り方ができるようにする。
- ・安全に対する知識を身につけ、正しい判断のもとに行動できるようにする。

(2) 安全指導の行事および指導内容 *印は行事外

| 月/日 | 行 事 | 指 導 内 容 |
|-------------|--------------------------------------|---|
| 4月当初 | 登校現地指導①* | ・歩行者は右側通行等の交通のきまりの確認。 |
| 4月下旬 | 避難訓練① 交通安全教室（1年） | ・地震発生の想定（避難経路の確認） ・道路の正しい歩き方、横断 |
| 5月中旬 | 自転車教室(1・2年) 不審者侵入時避難訓練 集団下校指導① | ・自転車の安全な乗り方・交通ルール ・不審者侵入時の対応・避難の仕方について ・登校班、集合教室、担当教師、校外指導委員等の確認 ・集団登校、下校の約束の確認。 |
| 6月下旬 | 引き渡し訓練 | ・大規模地震（震度5弱以上）発生時の避難の仕方について |
| 7月 | 自転車教室（5年） | ・自転車の安全な乗り方・交通ルール |
| 9月上旬 | 登校現地指導②* | ・交通のきまりの再確認と実践 |
| | 登校班指導① | ・登校班、集合教室、担当教室、校外指導委員等の確認 下校の約束の確認 |
| | シェイクアウト訓練* | ・一斉防災訓練（9/1） ・地震発生の想定 |
| 9月 | 避難訓練② | ・火災発生の想定 |
| 10月 | 交通安全教室 （3，4年、5年） | ・交通ルール（ダミー人形の実演） |
| 1月上旬 | 登校現地指導③ | ・交通のきまりの再確認 |
| | 避難訓練③ | ・地震発生、その後火災発生の想定 (児童には事前に知らせない) |
| | 登校班指導② | ・登校班、集合教室、担当教室、校外指導員等の確認 下校の約束の確認 |
| 1月下旬 | シェイクアウト訓練* | ・一斉防災訓練（3/11） ・地震発生の想定 |
| 3月上旬 | 登校現地指導* | ・歩行者は右側通行等の交通のきまりの確認 |
| 次年度 5月当初 | 集団下校指導 | ・登校班、集合教室、担当教師、校外指導委員等の確認 ・集団登校、下校の約束の確認 |

- ・学期に1回登校班班長会議、必要に応じて班会議を開く。
- ・「登校現地指導」とは、教職員が通学時の指導をするため、各地区へ赴くものです。

登校・下校について

本校では、児童の登校・下校を次のようにしています。

<登校時>

1. 通常時の登校 ●登校班で登校します。→P. 21 参照

2. 朝、警報等*が出ている時 ※警報は神奈川県全域、東部、湘南地域
大和市に出されるものです。

朝5:00の時点で、大和市に警報(※)が発令されている場合、教育委員会がP Sメールで
情報提供をします。

★7:00の時点で教育委員会と学校からすぐーるがなく、大和市に気象警報が出ている
場合は、

自宅で児童を待機させてください。

※但し、洪水警報等この地域の児童の登校を妨げない警報は除きます。

★台風等あらかじめ荒天が予想される場合は、事前に手紙等でお知らせします。

<下校時>

1. 通常の下校 ●なるべく複数の子で下校します。

2. 大地震発生時の下校 ●児童は預かり保護をし、保護者引き渡しをします。
引き取りは、保護者または代理人となります。→P. 22

3. 必要に応じた緊急時の下校

①近所の複数の子と下校する。教員が見守る。

②大地震、火災、暴風雨等、連絡の上、保護者引き取りをお願いすることもあります。

4. 年度始めの集団下校指導時 ●集団下校する。→P. 22

【注意】 学区外から登校している児童は、学校と予め相談した方法で登下校します。

<その他>

○下校後の放課後児童クラブ(西鶴間わんぱく児童健全育成クラブ・地域家族 しんちゃんハウス(西鶴間))等への通室については、各ご家庭でお子さんと相談していただくとともに、電話連絡等は直接対象施設へお願いします。

○登校と下校は原則同じ通学路を通りますが、一部の地区で登校と下校の道が異なるところがあります。

詳しくは、担当の校外委員さんにお尋ねください。

1. 欠席する時

① すぐ一着連絡帳を使って担任までお知らせください。

(ア) 欠席理由等、必要事項を入力してください。

- ① 病気
- ② 事故欠(家事都合等)

(イ) 忌引き等で欠席が長期にわたりそうな場合はその旨、ご入力ください。

(ウ) 長期に欠席することが予めわかっている場合は、「給食を止める」ようにお書きください。(P. 33参照)

② お子様の欠席について、教育相談を受けたい場合は、まず担任にお申し出ください。

2. 早退する時

原則として保護者引き取りとなります。**① 保護者の申し出により児童を早退させる場合**

(ア) 予めすぐ一着で知らせて頂いた場合

すぐ一着で、保護者の方から担任へ直接連絡をいただいた場合は、その指示にしたがって引き取りとなります。早退理由もお書きください。児童の安全面を考えて、教室までのお迎えをお願いいたします。

※電話連絡は、保護者の本人確認ができないため、ご遠慮ください。

(イ) 登校後緊急に下校の必要が生じた場合(ご親族が危篤となり帰宅させたい等)不審者ではないことを確認するため、学校から折り返し連絡を差し上げることがあります。その後、直接お子さんを学校へ引き取りに来てください。

※ただし保護者の方が遠方にいらっしゃる、やむを得ず代理人が引き取る場合は、学校から連絡の後、所定の手続きを踏み、引き取っていただくこともあります。

② 学校からの連絡で児童を早退させる場合

(ア) 病気等で学校が早退させた方がよいと判断した場合

学校が早退した方がよいと判断した場合は、原則として担任または養護教諭から保護者へ連絡します。

連絡を受けた後、保護者の方が必ず直接お子さんを引き取ってください。

※保護者の方が仕事等でどうしてもすぐに引き取りできない場合は、電話等で相談の上、学校長が判断します。

(イ) 特に緊急を要する場合

学校長の判断で、病院等に移送するとともに、保護者の方に連絡を差し上げます。

3. 遅刻する時

原則として、保護者の付き添いが必要です。 ※車での来校はお控えください

① 登校前にすぐ一着等で必ず登校時刻の連絡をお願いします。

② 担任は、指定された時刻に確かに児童が登校したことを確かめ記録します。

※万一、児童が指定された時刻に登校しなかった時は、速やかに担任が保護者の方へ電話等で連絡致します。

集団登校について

本校では、児童の安全確保のため「登校班」による集団登校を実施しています。登校班は、一斉下校時に使われることもあります。

<目的>

- (1) 登校時における交通安全を確保する。
- (2) 災害時の安全を確保する(一斉集団下校)。
- (3) 児童のたてわり集団の育成を図る。

<集団登校のやくそく> (集合から学校到着まで)

| 流れ | 内容 | 気をつけること |
|--------------------------|----------------------------|--|
| 集合 | 集合時刻 集合の仕方 人数の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 校外指導委員や登校班、地区等で相談して決める。 ・ 班の人や保護者の方、見守りのボランティアの方等にあいさつをする。 ・ 通る人や車の通行の邪魔にならないようにする。 ・ 出発前に人数の確認をする。 ・ 集合していない班の人については、どうしたのかを確認してから出発する。 <p>(欠席や遅刻等で集団登校しない場合、保護者は、班の人に連絡してください。)</p> |
| 出発 | 出発時刻 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校に8時05分～8時20分の間に着くように各班で話し合っ、て、出発する時刻を決める。 ※ 特別な場合(遠足や修学旅行等)を除いて、8時05分前に登校しない。 |
| 登校中 | 道路の歩き方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 班長は先頭にたって道案内をし、副班長は列の最後に並び、低学年の面倒を見る。 ・ 右側を一行になつて歩く。 (他の班を追い越したり、追い抜きっこしたりしない。) ・ 歩く速さは、低学年の速さに合わせて歩く。 ・ 歩行中の態度をしっかりとし、特におしゃべりをしながら歩かない。 |
| | 横断の仕方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路は直角に横断する。 ・ 左右の確認をしっかりとす。 ・ 車が見えるのに無理な横断をしない。 ・ 信号機を守つて、安全にわたる。 |
| 忘れ物をしてもしも取りに帰らない! | | |
| 学校着 | 班の解散 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 校庭に入つてもすぐに解散しないで、全員が入つてしばらく進んでから解散をする。 (校門付近で止まって、遊ばない。) ・ 校庭を歩かずにレンガの通路を歩く。 |

集団下校について

- (1) 年度始めの集団下校指導時に行います。
- (2) 災害時等、一斉下校の必要がある場合は、集団下校することがあります。
いずれも、登校班と同じ班で下校します。

個別引き取りについて

児童在校時に大地震発生（震度5弱以上）の場合は、原則『預かり保護』となります。
その後、保護者に個別引き渡しを行います。

◎あらかじめ提出された『家庭環境調査票』に記載された方が、学校に引き取りに来ていただくことになります。

- ・ 引き取り場所は、校庭です。
- ・ 担任の指示で順に引き取り者が確認できた時点で下校となります。
- ・ 兄弟姉妹がいる場合は、上の学年から順に引き取ってください。

<大地震発生時の保護者の動き>

- ①大地震発生を知る。
- ②道路の安全状態を見ながら学校に集合する。
- ③児童の待機場所前で静かに待つ。
 - ・ 来た順に1列に並んで待つ。
- ④児童を引き取る。
 - ・ 担任に児童の氏名・関係・引き取り人氏名を伝え、チェックを受けてから児童を引き取る（担任の指示に従って行動する）。
- ⑤安全に留意して帰宅する。
 - 引き取りが一定時間経過した時は、校舎内の安全を確認後、引き取り場所を校舎内に移動します。
 - 地震や火災の規模や状況によっては、校庭の安全な場所に集合し、保護者に引き渡す場合もあります。

地区住所一覧

※住所と地区の対照表です。

登校班は、現在10の地区ごとに編成されています。各地区では PTA 地区校外委員を中心に、登校班を編成しています。また、各地区ではPTA 地区連絡網を作成し、PTA 地区校外委員を通じて緊急時の連絡体制を整備しています。

| 地区名 | 住所 | | | | | | | | | |
|--------|--------|----------------|-------------|-----|-----------|--------------------|-----|---------|---------|-----|
| 南 | 西鶴間1丁目 | 5番 | 6番 | 7番 | 8番 | 9番 | 10番 | 11番 | | |
| | | 23番 | 24番 | 25番 | | | | | | |
| | 南林間1丁目 | 全部 | | | | | | | | |
| 西鶴間 | 西鶴間1丁目 | 1番 | 2番 | 3番 | 4番 | 12番 | 13番 | 14番 | | |
| | | 15番 | 16番 | 17番 | 18番 | 19番 | 20番 | 21番 22番 | | |
| | 西鶴間2丁目 | 1番 | 2番 | 3番 | 4番 | 9番 | 10番 | 11番 | | |
| | | 12番 | 13番 | 20番 | 21番 | 22番 | 23番 | 24番 | | |
| | | 25番(31~37号) | | | | | | | | |
| コーポ下鶴間 | 西鶴間2丁目 | 26番 | | | | | | | | |
| 鶴西 | 西鶴間2丁目 | 25番(17~29号) | | | | | | | | |
| | 西鶴間6丁目 | 1番 | 2番 | 3番 | 4番 | 5番 | 6番 | 7番 | | |
| | | 8番(1~6号) | | | 15番(1~8号) | | 16番 | 17番 | 18番 19番 | |
| | | 20番 | 21番 | 22番 | | | | | | |
| 南鶴間 | 西鶴間6丁目 | 21番 | 22番 | 23番 | 24番 | 25番 | 26番 | 27番 | | |
| | | 28番(1~10号・27号) | | | | | | | | |
| | 西鶴間7丁目 | 1番 | 2番 | 3番 | 4番 | 14番 | 15番 | 16番 | 17番 | |
| | 西鶴間8丁目 | 1番 | 2番 | 3番 | 4番 | 5番 | 6番 | 7番 | 8番 | |
| | | 9番 | 10番 | | | | | | | |
| 西南1 | 南林間6丁目 | 15番 | 16番 | 17番 | 18番 | 19番 | 20番 | 21番 | 22番 | |
| | | 23番 | 24番 | 25番 | 26番 | 27番 | 28番 | 29番 | | |
| | | 30番 | 31番 | | | | | | | |
| | 西鶴間7丁目 | 5番 | 6番 | 7番 | 8番 | 9番 | 10番 | 11番 | 12番 | 13番 |
| 西南2 | 南林間6丁目 | 4番 | 5番 | 6番 | 7番 | 8番 | 9番 | 10番 | 11番 | |
| | | 12番 | 13番 | 14番 | | | | | | |
| 西南3 | 西鶴間2丁目 | 16番 | 17番 | 18番 | 19番 | | | | | |
| | 西鶴間6丁目 | 8番(8~14号) | | 9番 | 10番 | 11番 | 12番 | 13番 | | |
| | | 14番 | 15番(12~21号) | | | 28番(12~14号、24~26号) | | | | |
| | | 29番 | 30番 | 31番 | 32番 | | | | | |
| 西南4 | 南林間4丁目 | 12番 | 13番 | 14番 | 15番 | | | | | |
| | 南林間6丁目 | 1番 | 2番 | 3番 | 4番 | | | | | |
| 西南5 | 西鶴間2丁目 | 5番 | 6番 | 7番 | 8番 | 14番 | 15番 | | | |
| | 南林間4丁目 | 1番 | 2番 | 3番 | 4番 | 5番 | 6番 | 7番 | 8番 | |
| | | 9番 | 10番 | 11番 | | | | | | |

□は番地が重複しているところ

たの がっこうせいかつ おく にししょう
楽しい学校生活を送るために(西小のやくそく)

<めあて>

ことばをたいせつにしよう

- ① ふわふわ言葉を使おう。
- ② 自分の気持ちを正しい言葉で伝えよう。

る - る まち たの せいかつ
ルールを守りみんなで楽しく生活しよう

- ☆廊下・階段は、右側を歩きましょう。
- ☆登下校はインターロッキングを歩きましょう。
- ☆相手の顔を見て、あいさつをしましょう。
- ☆雨の日は、教室や図書室で静かに過ごしましょう。
- ☆落とし物をしないように自分の持ち物に必ず名前を書き、大切にしましょう。
 - ・みんなで使うものやみんなで使う場所は大切に使いましょう。
- ☆学校に必要なのないものは、持ってこない、身に着けないようにしましょう。
 - ・筆箱の中身は学年の先生の指示に従いましょう。

ほうかご げんき たの あそ
放課後も元気に楽しく遊ぼう

- ☆下校時刻は必ず守り、速やかに帰宅しましょう。
 - ・忘れ物をしないように気を付けましょう。
- ☆一度帰宅してから、遊びに行くようにしましょう。
- ☆学区外に行くときは、おうちの人の付き添いや許可を必ず得ましょう。
(オークシティ、引地台プール、スポーツ広場、泉の森、ポラリスなど)
- ☆放課後は、放課後広場で遊ぶときのみ校庭を使うことができます。
- ☆公園のルールを守って遊びましょう。
 - ・自分で出したごみは持ち帰りましょう。
 - ・危険な遊び(エアガンや火遊びなど)はしないようにしましょう。

かんが
どうしてルールがあるのか、考えよう!!

- ☆がついているところは、特に大切にしましょう。

西鶴間小学校の共通の取り組み

〈 学校生活について 〉

○持ち物 ※すべての物に記名をお願いします。

年度のはじめに各学年、担任から持ち物について話があります。

学習に関係のないものは持ってこない、身に付けてこないように指導しています。

※携帯電話の持ち込みは原則禁止となっています。GPSなど電子機器を学校に持たせ

たい場合は必ず担任にご相談ください。

※健康に関わるもの(薬やリップクリームなど)を持たせたい場合は担任までご連絡ください。

・連絡帳は、各学年の実態にあわせたものをご連絡します。

・水筒は、1年を通して持つことが可能です。中身は水またはお茶としますが、夏季のみ(6/1～運動会終了)、スポーツドリンクでもよいです。

次の日の時間割、持ち物等を連絡帳に忘れずに書くよう指導します。忘れ物のないようにご家庭でもご協力をお願いします。

○あいさつ・言葉づかい

・「おはようございます」「さようなら」その他、時と場に応じたあいさつをしっかりとできるように指導します。

・「時と場に応じた言葉づかい」「相手のことを考えた言葉づかい」ができるように指導をしていきます。大人(学校では教職員)に対する言葉づかいについて、「～です」「～ます」がきちんと使えるように指導します。

〈 登下校・放課後について 〉

○登下校

下校時刻を守り、寄り道をしないで帰るように指導します。

交通ルールを守り、安全に登下校できるよう指導します。

・登下校中の安全な歩き方(右側歩行・広がらず一列で・右を蹴ったりふざけたりしない)

・地域の方に迷惑をかけない(静かに・よその家の敷地に入らない)等

・登校班の集合時刻、学校で決められた下校時刻を守る。

※ご家庭でも安全に登下校できるようにお子さんと話をしてください。

下校後、忘れ物に気づいたときは、必要があるものは取りに来ることができます。

※低学年は保護者の付き添いをお願いします。

○放課後の過ごし方

・公共のルールを守り、安全に過ごせるよう指導していきます。ご家庭でもご協力をお願いします。

※学区外での遊びは保護者の責任でお願いします。

保護者等の付き添いや許可のもとに行くなどお子さんとよく話し合ってください。

(学区外には、オークシティ、引地台プール、泉の森、ポラリスなどがあります。)

・お子さんと遊びのルールをよく話し合ってください。

子どもだけでお店に行かない、公園のルールを守る、危険な遊びはしない、子どもたちだけで留守宅で遊ばない、暗くなる前に帰宅する、お金を使った遊びはしないなど各家庭でのルールを決め、お子さんに話をしてください。

・放課後の校庭使用は、放課後ひろばで遊ぶときのみです。

〈 地域行事等への参加について 〉

行き帰り等の安全については、ご家庭でご確認ください。

※学年・学級の実態に応じて「いじめをしない」という指導を強化していきます。また、全校規模の取り組みも児童会活動と連携しながら進めていきます。

※「西鶴間小学校いじめ防止基本方針」は、本校HPでご覧いただけます。

健康な学校生活を送るために【 1 】 保健室より

1. 保健室とは

- 子どもたちが健康で安全な学校生活を送ることができるようにお手伝いするところです。また、病気やケガの応急処置、健康診断、健康相談、保健指導等を行なうところです。医療行為である投薬や治療をする場ではありません。

2. 朝の健康観察・・・大切です

- 登校前には、お子さまの顔色、目の輝き、食欲、皮膚の色つや、元気さ等に注意してください。
- ふだんと様子が違うときは、体温をはかってみましょう。注意が必要な時や、欠席させる場合、その理由等を朝のうちに連絡帳を使って担任までご連絡ください。
- 具合が悪いときは、早めに医療機関で受診しましょう。
前日、38℃以上の熱が出たときは、体力を消耗しているので、学校を休ませた方がよいでしょう。安静が第一です。
- 睡眠時間を十分にとりましょう。個人差がありますが、目安としては、低学年では10～11時間は必要です。(朝は、遅くとも7時までには起きる習慣をつけましょう。脳が働くのは、起きてから2～3時間後といわれています。)

3. 連絡してほしい病気やけが

- 腎臓病や心臓病等の慢性疾患、食物アレルギー等は、必ず、担任にお知らせください。生活や運動や食事の制限等がある場合は、主治医に詳しくうかがった上で、お知らせください。特にけいれん発作や、給食などに配慮の必要な食物アレルギー、経過観察をしている疾患(心臓病、腎臓病、喘息、その他)がある場合は、緊急時の対応のために、疾病調査票を配布し、詳しい内容を記入していただくこともあります。(面談をさせていただくこともあります)
- 長期欠席の後や大きなけがをしたときは、注意してほしいことをお知らせください。

4. 学校で具合が悪くなったときは・・・

- 軽い場合は、授業を受けながら、あるいは保健室で休養させて様子を見ます。
- 快復しそうにないときは、熱の有無にかかわらず、ご家庭に連絡をします。
安全を確保するため、迎えに来ていただきます。
- 緊急の場合の連絡先(自宅、携帯電話、職場、近くの親類、近所の方等)を知らせておいてください。また、変更のあったときは、その都度、必ずお知らせください。

5. 学校でけがをしたときは・・・

①処置

- ・医師の手当てを必要としないような軽いけがは、保健室で手当てをしますが、その後の手当ては、ご家庭でお願いします。
- ・医療を要するけがのときは、保護者に連絡をします。治療方針について保護者の判断が必要なことがあるため、保護者の方は連絡を受けたら『保険証』を持って、学校か病院へ来てください。(状況により、方法が変わる場合もあります)

②治療費

- ・学校の管理下で医療を受けるようなけがをした場合、「独立行政法人・日本スポーツ振興センター」の規定による医療費が支払われます。(医療費がお手元に届くには、書類申請後、約2か月以上かかります。子ども医療証を使用すると半年以上かかります。)

※“学校管理下”とは、“登校、下校、学校にいる時、遠足や宿泊学習の時”をいいます。

ただし、通学路以外の道を通って登・下校した場合や、交通事故の場合、一度下校してから学校に遊びに来た場合は該当しません。(寺子屋・放課後ひろば・学童も対象外です)

- ・給付額は、医療保険の3割自己負担分+1割の計4割が支払われます。

なお、総医療費が5000円未満(窓口支払いが1500円未満)の場合は、該当しません。

【加 入】・・・市内の児童・生徒は保険料を市費で負担し、全員加入となっています。

【手続き】・・・保護者からの申請を原則としていますので、医療を受けた場合は、担任までお知らせください。関係書類を学校からお渡ししますので、必要事項を

6. 学校感染症にかかったときは・・・

●学校感染症について

- ・学校感染症にかかったときは、『出席停止』の扱いになります。この場合、『欠席』とはなりませんので、必ず、医師の診断を受けて、規定の日数をお休みし、担任にもお知らせください。
- ・『出席停止』とは、他の児童に病気をうつさないために、「登校をしないでください。」ということです。登校させるときは、治ったことを証明する医師の「治癒証明書」を提出していただきます。市内医療機関での証明書発行費用(文書料)は原則、市が負担します。用紙は学校にあります。担任または養護教諭(保健室)にご連絡ください(詳しい病名等は次項参照のこと)。

●インフルエンザ、コロナウイルス感染症について

- ・上記の学校感染症と同じ扱いです。証明書は必要ありませんが、症状や指示された出席停止期間を必ずお知らせください。

☆ 学校感染症について

次の学校感染症にかかった時は、必ず学校に届け、主治医から登校許可があるまで学校を休ませてください。その場合、出席停止扱いとなり、欠席にはなりません。

登校する時は「治ゆ証明書」を提出してください。(用紙は学校にあります。)

◎学校保健安全法で定められた感染症

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・学校感染症第一種 ・麻疹 ・水痘 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・髄膜炎菌性髄膜炎 | <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ ・流行性耳下腺炎 ・咽頭結膜熱及び結核 ・流行性角結膜炎 ・新型コロナウイルス感染症 | <ul style="list-style-type: none"> ・百日咳 ・風疹 ・急性出血性結膜炎 ・その他の感染症 |
|--|---|--|

※インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、コロナウイルス感染症については、電話あるいは連絡帳等で報告してもらいます(病名・症状・受診病院・指示された出席停止期間をお知らせください)。

※第一種の感染症は、感染症法で原則入院(隔離)と定められています。「治ゆ証明書」の対象にはなりませんので、ご注意ください。

●治ゆ証明書(3枚つづり)

(水痘、流行性耳下腺炎、風疹、麻疹等、その他の感染症の証明書)

| | |
|---|-----------|
| (医療機関控用) | No. _____ |
| 治ゆ証明書 (控) | |
| 学 校 名 <u>大和市立</u> | 小 中小学校 |
| 児童生徒氏名 _____ (年 組) _____ | |
| 病名 1. 水痘 2. 流行性耳下腺炎 3. 風疹 4. 麻疹 5. 百日咳 6. 咽頭結膜熱 7. 結核 8. 流行性角結膜炎 9. 急性出血性結膜炎 その他 () | |
| 発病年月日 | 年 月 日 |
| 治ゆ年月日 | 年 月 日 |
| 上記の疾病は治ゆしましたので登校してもさしつかえありません。 | |
| 年 月 日 | |
| 医師住所 _____ | |
| 氏 名 _____ | |

7. 健康診断について

●児童の健康状態を正しく知り、学校生活を楽しく過ごすために、毎年、4月から6月にかけて定期健康診断、10月に臨時健康診断(発育・視力)を行っています

- ・健康診断で、検査または治療が必要であるといわれたお子さまは、早めに専門医を受診しましょう。また、受診結果については、学校にお知らせください。今後の指導に役立てたいと思います。
- ・その他、異常のなかった検査結果や発育測定等の結果については、学期ごとに「定期健康診断の記録」にてお知らせします。

《定期健康診断の検査の種類と実施学年》

| 検査の種類 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | | | | | | |
|---|----|----|----|----|----|----|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|------------|
| 発育測定(身長・体重) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| 視力 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| 聴力 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 内科検診 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| 歯科検診 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| 耳鼻科検診 | ○ | | | ○ | | | | | | | | |
| 眼科検診 | | | | ○ | | | | | | | | |
| 尿検査 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| 結核健診(問診) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| 心臓病検診(心電図) | ○ | △ | △ | △ | △ | △ | | | | | | |
| ○……学年全児童対象 △……一部の児童対象 | | | | | | | | | | | | |
| <学校医> <table style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-right: 20px;"> <tr><td>・内科(門井先生)</td></tr> <tr><td>・歯科(福西先生)</td></tr> <tr><td>・耳鼻科(三瓶先生)</td></tr> </table> <table style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr><td>・内科(巖本先生)</td></tr> <tr><td>・眼科(引田先生)</td></tr> <tr><td>・薬剤師(千葉先生)</td></tr> </table> | | | | | | | ・内科(門井先生) | ・歯科(福西先生) | ・耳鼻科(三瓶先生) | ・内科(巖本先生) | ・眼科(引田先生) | ・薬剤師(千葉先生) |
| ・内科(門井先生) | | | | | | | | | | | | |
| ・歯科(福西先生) | | | | | | | | | | | | |
| ・耳鼻科(三瓶先生) | | | | | | | | | | | | |
| ・内科(巖本先生) | | | | | | | | | | | | |
| ・眼科(引田先生) | | | | | | | | | | | | |
| ・薬剤師(千葉先生) | | | | | | | | | | | | |

8. その他

- ① お子様の平熱を知っておくとよいでしょう
- ② 耳あかのそうじ、手足のつめ切りを時々しましょう
- ③ 頭じらみのチェックも時々行いましょう
- ④ 定期予防接種の有無について確認しておきましょう

健康な学校生活を送るために 【 2 】 給食について

1. 学校給食のねらい

学校給食には、次のねらいがあります。

適切な栄養をとり、
健康に保つ

食事のマナーや望ましい
食習慣を身につける

明るく好ましい
友達関係を育てる

食材が自然の恩恵に
よることを理解する

勤労を重んじ、感謝する
気持ちを養う

食文化についての
理解を深める

食料の生産、流通及び消費について正しく理解する

2. 献立について

学校給食実施基準は食事摂取基準を参考とし、昼食である学校給食において、健康の増進や食育の推進を図るために望ましい栄養量を算出したものです。献立は学校給食実施基準・食品構成など様々な基準や目安を基にたてられています。

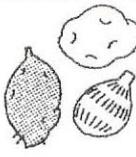
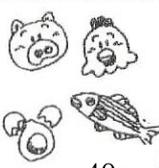
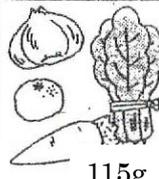
★児童一人一回あたりの学校給食摂取基準値（文部科学省基準） 令和3年4月

| エネルギー (kcal) | たんぱく質 (%) | 脂質 (%) | カルシウム (mg) | マグネシウム (mg) | 鉄 (mg) | 亜鉛 (mg) | ビタミンA(レチノール 当量) (μg) | ビタミン B1 (mg) | ビタミン B2 (mg) | ビタミン C (mg) | 塩分 (g) | 食物繊維 (g) |
|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|----------------|-----------|------------|-------------------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------|-------------|
| 650 | エネルギーの 13~20 | エネルギーの 20~30 | 350 | 50 | 3.0 | 2.0 | 200 | 0.40 | 0.40 | 25 | 2 未満 | 4.5 以上 |

カルシウムは1日の基準量の1/2以上、エネルギー・たんぱく質・鉄・ビタミンは1/3以上とれるように心がけています。

★食品構成：必要な栄養量を満たすためにどの食品をどれだけ摂ったらよいか示したもの

一人一回あたりの基準量

| パン・ごはん | 牛乳 | いも類 | 動物性食品 | 豆類 | 野菜・果物 | 乳製品 |
|---|--|---|---|---|--|---|
|  50g または 75g |  1パック (206g) |  35g |  40g |  大豆 25粒 または とうふ 14g |  115g |  チーズなど 3.5g |

3. 大和市で心がけていること

栄養面

- ・子どもの成長に必要な栄養素が取れるようにしています。
- ・偏食の矯正と健康の面から、できるだけ多種類の食品を使用するよう心がけています。

安全・衛生面

- ・衛生には充分気をつけています。
- ・添加物の少ない食品を選ぶようにしています。
- ・原則として、国内産のもの・遺伝子組み換えされていないものを使用しています。

嗜好面

- ・豚骨やかつお節、こんぶなどを利用してだしをとり、薄味でも素材の味をいかした調理をこころがけています。
- ・味付け、切り方を工夫し、献立に変化をもたせています。
- ・季節の食材、新しい献立を取り入れています。



4. 家庭で用意するもの

- ☆ 毎日、きれいなナフキン
- ☆ ハンカチ
- ☆ マスク(給食当番のとき)

※給食当番用白衣は週末に持ち帰ります。次の当番が使いますので、洗濯とアイロンがけをして、月曜日に持たせてください。ボタンや糸のほつれがある際には補修のご協力をお願いします。

5. 家庭へのお願い

給食についての話題を

食べられなかったものやおいしかったメニューなどを共有することで、子どもの食に対する関心が高まります。ぜひ毎月の献立表に目を通し、今日学校で何を食べたかなどを話題にしてください。

食べることに集中しよう

給食時間は、準備・かたづけを含めて45分ですが、食べる時間は20分程度です。普通の食事の際に時間のめやすを意識し、しっかり噛んで食べる習慣を身につけましょう。

食事のマナーについて

ものを口にいったまま話をしない・食事にふさわしくない話はしない・食べながら立ち歩かない
食べ終わったら少し静かにしているなど、マナーを守って気持ちよく食事ができるように、工夫してみましょう。

食べ物を大切にしましょう

食べ物はたくさんの人の手を通して作られます。また、食べ物自体も大切な生命です。感謝の気持ちを込めて「いただきます」「ごちそうさま」が言えるよう、家庭でも折にふれて話してみてください。

お手伝い

給食当番は児童全員が順番で行っています。家庭でも食事の準備・後かたづけなどを通じて、食事作りの大切さ・盛り付けの仕方・清潔な身支度などを身に付けられるようにしましょう。

給食費について

1. 学校給食に関わる予算について

学校給食において、施設・設備費、光熱水費、人件費等は市の予算で賄っており、**食材費は保護者の方々からいただく給食費で、すべて賄われています。**



2. 給食費の額について

給食費は、一年間に必要な金額を11ヶ月（8月は休み）で割ったものを、毎月の額としています。したがって、7月や12月、3月のように給食回数の少ない月でも毎月同じ額を徴収させていただきます。

| | 月 額 | 単価（一食） |
|-----|--------|--------|
| 小学校 | 4,260円 | 245円 |

※例年、小学1年生の4月分については、給食実施回数分を徴収します。

3. 給食費の集金について

本校では、平成20年度4月より通年給食費を現金集金しています。

給食集金日については、学校日より随時お知らせしますので、ご確認をお願いします。

4. 長期欠席者の扱い

家庭より担任に病気、けがで事前に長期欠席（連続4日以上）をする旨の申し出があった時のみ給食費を返金します。これは、給食物資の購入を停止するのに3日間を要するためです。

家庭の都合等の際は、学校にご相談ください。

ご注意ください！

給食費は欠席時、次の条件を満たす場合返金となります。

＜返金となる条件＞

- ① 家庭から連絡帳、電話、面談のいずれかで「給食をとめてください」と、知らせて頂くこと。学校が、給食を停止することはしません。遡っての給食停止の申し出も、返金対象外です。
 - ② 物資注文の関係で事前にお申し出いただくこと。
 - ③ 土曜・日曜・祝日を除いて連続4日以上欠席することが確実に見込まれること。
- ※3日以下では返金になりません。

| 連続給食 停止回数 | 4～6回 | 7～9回 | 10～12回 | 13～15回 | 16～18回 | 19～21回 | その月全部 22回以上 |
|--------------|------|------|--------|--------|--------|--------|----------------|
| 小学校 返金額 | 245円 | 980 | 1,715 | 2,450 | 3,185 | 3,920 | 4,260 |

※返金については、現金でお支払いしています。その場合、領収書を必ず提出してください。

※アレルギー等により牛乳のみの代金について返金も可能です。

◎ご不明の点がありましたら、学校の給食費会計担当までご連絡ください。

転居する場合の手続きについて

1. 住所が変わり、学区内で転居する場合。

西鶴間小学校の学区内で転居をされる場合の連絡方法を次のように一本化しました。ご協力をお願いします。

- ①保護者は転居することを担任に連絡帳・電話等で知らせる。
- ②担任は「学区内転居連絡票」を保護者に届ける。
- ③保護者は、必要事項を記入の上、担任へ提出する。
- ④学校は、頂いた情報をもとに、家庭環境票・児童指導要録等の訂正をする。
また、学校はPTA校外委員への連絡部分を送付する。
→登校班名簿・校外地区連絡網の変更のみに使用します。

2. 他校(国内)へ転出する場合。

他校(国内)へ転校する場合は次の流れで手続きをして頂きます。

- ①保護者は担任へ連絡し、転出届を受けとる。
※転出が決まった時点で速やかにお知らせください。
- ②内容を読み必要事項を記入する。
※転出届には「給食費・教材費の精算、PTA への連絡など転出までにしておくこと」が書かれています。
- ③記入した転出届を担任へ提出する。
- ④最終登校日(転出日)に担任からつぎの書類を受けとる。
 - ・在学証明書
 - ・転学児童教科用図書給与証明書
- ⑤(住民票移動時)転出先の役所(教育委員会)に上の2つの書類を必ず持って行く。
以下、転出先の教育委員会の指示にしたがってください。

3. 国外へ転出する場合

担任へその旨連絡をお願いします。

4. その他 特別の事情がある場合

その他転校に際して、特別の事情がある場合は、必ず担任へ連絡をお願いします。

5. 他校(私学)へ転出・進学する場合

必ず大和市教育委員会学校教育課で手続きをお願いします。